

京都市訓令甲第 21 号

庁 中 一 般

区 役 所

看護短期大学

事 業 所

京都市職員の出勤簿の整理及び休暇の取得状況等の記録に関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般

区 役 所

看護短期大学

事 業 所

第2条第1項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)